

川崎市立井田小学校PTA 個人情報の取り扱いについて

(目的)

第1条 川崎市立井田小学校PTA個人情報の取り扱いについて（以下「この規則」と称す）は、川崎市立井田小学校PTA（以下「この会」と称す）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、この会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 この会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法及びこの規則に基づき、この会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。

(個人情報の定義)

第3条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

(管理者)

第4条 この会における個人情報の管理者は会長とする。

(取扱者)

第5条 この会における個人情報の取扱者は役員及び委員会とする。

(守秘義務)

第6条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の適正な取得)

第7条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開し本人に明示する。

(個人情報の利用目的)

第8条 取得した個人情報は以下の目的のために利用する。

- (1) PTAの活動と、活動における連絡
- (2) 保険に関わる申請及び事務

(個人情報の利用制限)

第9条 この会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

(管理)

第10条 個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持出等)

第11条 個人情報は、それを取扱う電子機器・電子媒体にウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切に行う。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないもの

とする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(個人情報共同利用)

第13条 この会は、井田小学校と利用目的の範囲内で取得した個人情報を共同利用することがある。

(第三者提供に関わる記録の作成等)

第14条 個人情報を第三者(第12条第1号から第4号及び、県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第15条 第三者(第12条第1号から第4号及び、県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 対象者の同意を得ている旨(事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示等)

第16条 この会は、本人から個人情報の開始、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(情報漏えい対策)

第17条 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

(研修)

第18条 この会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

(苦情の処理)

第19条 この会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適正かつ迅速な処理に努める。

(改正)

第20条 この規則はPTA規約の第11章第31条に定める。

付則 この規則は、平成30年4月1日より施行する。